

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）

（参考2）各個別法の対応

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（法の概要）	
○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするもの（昭和45年12月25日制定、昭和46年9月24日施行。以下「法」という。）。平成22年5月の法改正において、産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的に、優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設した。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化する等の施策を講じた。	
○ 法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度 H27）	
・一般廃棄物 排出量約 4,800 万 t、再生利用量約 1,200 万 t、最終処分量約 500 万 t	
・産業廃棄物 排出量 4 億 2,400 万 t、再生利用量 2 億 2,500 万 t、最終処分量 1,800 万 t	
○ 第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。（目標年度 H29）	
・ごみのリサイクル率 26%	
・一般廃棄物処分場の残余年数の平成19年度水準維持	
・浄化槽処理人口普及率 12%（目標年度 H29）	

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 （白書の「講じた施策」部分に活用）	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） （白書の「講じようとする施策」部分に活用）
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針の目標に対する実績</li> <li>・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,543 万 t 再生利用量 938 万 t 最終処分量 482 万 t (H23 年度)</li> <li>・産業廃棄物 排出量 3 億 8,100 万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H23 年度)</li> <li>・一般廃棄物処分場の残余年数 19 年 (H23 年度)</li> <li>・ごみのリサイクル率 21% (H23 年度)</li> <li>・ごみ減量処理率 99% (H23 年度)</li> <li>・浄化槽処理人口普及率 8.75% (H23 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針の目標に対する実績</li> <li>・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,522 万 t 再生利用量 925 万 t 最終処分量 465 万 t (H24 年度)</li> <li>・産業廃棄物 排出量 3 億 8,100 万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H23 年度)</li> <li>・一般廃棄物処分場の残余年数 20 年 (H24 年度)</li> <li>・ごみのリサイクル率 20.4% (H24 年度)</li> <li>・ごみ減量処理率 99% (H24 年度)</li> <li>・浄化槽処理人口普及率 8.75% (H24 年度) 8.88% (H25 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、優良認定制度、広域認定制度等の制度を運用し、法に基づいた廃棄物の適正な処理に努める。</li> <li>○次年度が、平成22年に改正された廃棄物処理法の施行後5年に当たることを受け、同法附則第13条に基づき、必要な措置を講ずることを予定している。</li> </ul>

## 2. 資源の有効な利用の促進に関する法律

<p>(法の概要)</p> <p>○ 資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>
--

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
経済産業省 (関係府省) 環境省 国土交通省、 農林水産省、 財務省、 厚生労働省	<p>○本制度では、指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定省資源業種：5業種</li> <li>・特定再利用業種：5業種</li> <li>・指定省資源化製品：19品目</li> <li>・指定再利用促進製品：50品目</li> <li>・指定表示製品：7品目</li> <li>・指定再資源化製品：2品目</li> <li>・指定副産物：2副産物</li> </ul> <p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、製造事業者と再資源化事業者等の情報共有等の在り方について検討。</p>	<p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、最近の製品や副産物の動向等を踏まえ、判断基準省令等の在り方について検討。</p>	<p>○引き続き、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、同法が社会の実態に則したものとなっているか検討を行い、必要に応じ、対象製品の追加・区分の変更等を行う。</p>

### 3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(法の概要)
<p>○家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>○一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>○排出者である消費者は分別排出を行い、市町村は分別収集を行い、事業者は再商品化を行うという役割を担っている。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>○容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量はほぼ横ばいとなっている。</p> <p>【平成24年度の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集量の合計 2,858,871(t) (前年度 2,885,377(t))</li> <li>・再商品化量の合計 2,750,417(t) (前年度 2,783,001(t))</li> </ul> <p>○平成25年4月に前回改正法の施行から5年が経過したことを受けて、同年9月から中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の点検等を開始し、関係者からのヒアリング及び自由討議を経て、平成26年3月には論点整理を行った。</p>	<p>○(平成25年度の実績は後ほど追記)</p> <p>○平成25年度から引き続き、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合における施行状況の点検等を進めている。</p> <p>○3月の論点整理を踏まえ、個別論点に係る議論を行っており、年末にとりまとめを行う予定。</p>	<p>○中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p>

#### 4. 特定家庭用機器再商品化法

##### (法の概要)

- 廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進することを目的とし、平成13年4月に本格施行。特定家庭用機器を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することを規定している。
- 法第22条第1項に定める再商品化率は以下のとおり。
  - エアコン 70%
  - ブラウン管テレビ 55%
  - 液晶式・プラズマ式テレビ 50%
  - 冷蔵庫・冷凍庫 60%
  - 洗濯機・衣類乾燥機 65%

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約33%減であった。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成24年度 1,120万台(前年度 1,680万台)</li> </ul> </li> <li>○平成24年度の再商品化実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 91%</li> <li>ブラウン管テレビ 82%</li> <li>液晶式・プラズマ式テレビ 87%</li> <li>冷蔵庫・冷凍庫 80%</li> <li>洗濯機・衣類乾燥機 86%</li> </ul> </li> <li>○不法投棄台数 平成24年度 116,500台 (前年度 161,400台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年5月から、平成26年7月まで中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において家電リサイクル制度の見直しについて審議を行い、報告書(案)が取りまとめられ、パブリックコメントを実施したところ。</li> <li>○平成25年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約14%増となっている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成25年度 1,273万台(前年度 1,120万台)</li> </ul> </li> <li>○平成25年度の再商品化実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 91%</li> <li>ブラウン管テレビ 79%</li> <li>液晶式・プラズマ式テレビ 89%</li> <li>冷蔵庫・冷凍庫 80%</li> <li>洗濯機・衣類乾燥機 88%</li> </ul> </li> <li>○(※後ほど平成25年度の不法投棄台数を追記)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。</li> </ul>

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(法の概要)

○対象建設工事において、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための法律であり、平成12年5月に施行。同法では対象建設工事を床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事等とし、特定建設資材をコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目に定めている。また、解体工事業を営もうとする者について、都道府県知事へ登録させることにより、適正な分別解体等を推進するものである。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)																						
国土交通省 (関係府省) 環境省 農林水産省 経済産業省	○「建設リサイクル推進計画2008」に基づき各種施策を実施。その結果、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96%※まで到達し、同計画の目標値を達成。 ○特定建設資材廃棄物の再資源化等率※ ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% (H24) ・コンクリート塊 99.3% (H24) ・建設発生木材 94.4% (H24) ※平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)	○社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」(平成26年8月)を踏まえ、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定。同計画において個別品目毎の平成30年度目標値を設定。(下表のとおり) 計画の目標	○「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各種施策を実施。 特に、 (1) 建設副産物物流のモニタリング強化 (2) 地域固有の課題解決の促進 (3) 他の環境政策との統合的展開への理解 (4) 工事前段階における発生抑制の検討促進 (5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進 (6) 建設工事における再生資材の利用促進 (7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化 について、新たに取り組むべき重点施策として実施。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="848 738 1032 798">対象品目</th> <th data-bbox="1041 738 1240 798">評価指標</th> <th data-bbox="1249 738 1411 798">平成30年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="848 804 1032 863">アスファルト・コンクリート塊</td> <td data-bbox="1041 804 1240 863">再資源化率</td> <td data-bbox="1249 804 1411 863">99%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="848 869 1032 928">コンクリート塊</td> <td data-bbox="1041 869 1240 928">再資源化率</td> <td data-bbox="1249 869 1411 928">99%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="848 935 1032 994">建設発生木材</td> <td data-bbox="1041 935 1240 994">再資源化・縮減率</td> <td data-bbox="1249 935 1411 994">95%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="848 1000 1032 1059">建設汚泥</td> <td data-bbox="1041 1000 1240 1059">再資源化・縮減率</td> <td data-bbox="1249 1000 1411 1059">90%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="848 1066 1032 1136" rowspan="2">建設混合廃棄物</td> <td data-bbox="1041 1066 1240 1136">排出率※1</td> <td data-bbox="1249 1066 1411 1136">3.5%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1142 1240 1201">再資源化・縮減率</td> <td data-bbox="1249 1142 1411 1201">60%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="848 1208 1032 1267">建設発生土</td> <td data-bbox="1041 1208 1240 1267">建設発生土有効利用率※2</td> <td data-bbox="1249 1208 1411 1267">80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	評価指標	平成30年度目標	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	再資源化・縮減率	60%以上	建設発生土	建設発生土有効利用率※2	80%以上	
	対象品目	評価指標	平成30年度目標																						
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上																						
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上																						
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上																						
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上																						
	建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下																						
		再資源化・縮減率	60%以上																						
	建設発生土	建設発生土有効利用率※2	80%以上																						
※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合 ※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合																									

6. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

(法の概要)	
<p>○食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として平成12年に制定され、平成13年5月1日に施行された。</p> <p>○再生利用等の実施率に関して、平成24年度までに食品製造業にあつては全体で85%、食品卸売業にあつては全体で70%、食品小売業にあつては全体で45%、外食産業にあつては全体で40%に向上させることを目標としている。(新たな目標値について検討中であり、それまでの間平成24年度までの目標値を引き続き適用している)</p> <p>○平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成26年4月から、26業種について発生抑制の目標値を設定した。</p>	

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>環境省 (関係府省)</p> <p>財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省</p>	<p>○食品循環資源の再生利用実施率は約85%(H24年度)であるが、分別の困難性等から食品流通の川下に行くほど再生利用実施率が低下した。</p> <p>食品製造業 95%(目標値:85%) 食品卸売業 58%(目標値:70%) 食品小売業 45%(目標値:45%) 外食産業 24%(目標値:40%)</p> <p>食品循環資源の再生利用等実施率については、食品製造業が95%、食品小売業が45%となった。 その要因としては、事業者の食品リサイクル法の理解が進み、再生利用等の取組が進んだこと等が考えられる。 一方、食品卸売業が58%、外食産業が24%となった。 その要因としては、食品リサイクル法の理解の進展と共に、再生利用等実施率はここ数年着実に向上しているものの、業種により、食品廃棄物等の分別にコストがかかること、食品廃棄物等の性状が不均質のため飼料化・肥料化が難しいこと等により、事業者の再生利用等の取組が進まなかったこと等が考えられる。</p> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成26年3月現在、52件が認定された</p>	<p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成26年10月現在、53件が認定されている。</p> <p>○再生利用事業計画の認定については、毎年認定件数が増加しており、順調に制度が活用されていると考えられる。</p> <p>○平成24年12月に前回の改正法施行から5年が経過したことを受け、平成25年3月から平成26年6月まで、計11回にわたり、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において同法の施行状況の点検が行われた。また、同年6月30日に開催した合同会合において、「今後の食品リサイクル制度のあり方について(案)」のとりまとめが行われた。</p> <p>○(※後ほど平成25年度の再生利用実施率を追記)</p>	<p>○食品廃棄物の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進していく。</p> <p>○食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、食品廃棄物の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進していく。</p>

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

<p>(法の概要)</p> <p>○自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。平成17年1月施行。</p> <p>○法第25条第2項に基づく再資源化を実施すべき量に関する基準(目標値)は以下のとおり。          自動車破碎残さ 50% (平成22年度～)、70% (平成27年度～)          エアバッグ類 85%</p>	
--	--

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>○リサイクル部品は一度使用された部品を再利用するため、一つ一つの部品の状態は異なる。自動車ユーザー等が部品の状態を把握した上で利用選択できるよう、リサイクル部品におけるトレーサビリティ等を確立し、必要な情報が適正に提供される環境の構築に向けて、平成26年1月より自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会を開催し、規格策定に向けた論点を整理。</p> <p>○不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、地方ブロック単位ごとに毎年国主催の「自動車リサイクル法関係行政連絡会議」を開催して、情報交換の機会を設けているほか、全国一斉立入検査を実施し、平成25年7月から11月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で989の事業所に対して立入検査を実施。</p> <p>○「平成25年度自動車リサイクル連携高度化事業」として、3事業を選定し、関係事業者が連携して行う自動車リサイクルの高度化に資する実証的な取組を支援した。</p> <p>○「平成25年度次世代自動車に係る処理実態調査事業」を実施し、平成14年頃から市場投入されてきたCNG車の燃料タンクの廃棄実態を調査するとともに、燃料電池自動車の水素タンク等に使用される炭素繊維強化プラスチック(CFRP)について、燃焼性、破碎性に関する調査を実施した。</p>	<p>○自動車リサイクル制度が着実に機能するよう施行状況の確認を行った。平成25年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率はそれぞれ96～97.7%及び94～95%と、引き続き法律に基づく目標を大幅に超過して達成している。また、平成25年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は約7,400台と、前年度からは横ばいだが、法施行時から96.6%減少している。</p> <p>○産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、平成26年度8月より自動車リサイクル法の評価・検討を開始。</p> <p>○ハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたりユース・リサイクルの高度化等の検討の一環として、レアメタルをはじめとした金属の資源循環に係る調査事業、CFRPの燃焼性に係る調査事業を実施。また、資源循環実証事業(次世代自動車用使用済リチウムイオン電池の回収システム構築や使用済リチウムイオン電池からコバルトを抽出回収する技術の低コスト化等のための実証・技術開発)において、リチウムイオン電池からのコバルト等のレアメタル回収等を目的とした実証事業を実施。さらに、「平成26年度低炭素型3R技術・システム実証調査事業」において、従来は破碎されて自動車破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していたコンピューター基板等について、製錬業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援している。</p> <p>○不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、全国一斉立入検査を実施し、平成26年8月から12月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で立入検査を実施している。</p>	<p>○今後の課題・方向性等については、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合の評価・検討の状況を踏まえつつ、適切な施策を講じる。</p> <p>○「低炭素型3R技術・システム実証事業」の拡充も視野に入れつつ継続し、自動車リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R(リデュース・リユース)の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。</p>

<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>○平成 24 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破碎残さ 93～96.8% エアバッグ類 93～95%</p> <p>○平成 24 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 2,089 台 不適正保管 5,251 台 合計 7,340 台</p> <p>○平成 24 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：76,931,361 台 預託金残高：821,439,261 千円 使用済自動車の引取台数：341 万台</p> <p>○平成 24 年度における離島対策支援事業の支援実績 支援自治体数：83 支援金額：100,345 千円</p>	<p>○平成 25 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破碎残さ 96～97.7% エアバッグ類 94～95%</p> <p>○平成 25 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 2,034 台 不適正保管 5,320 台 合計 7,354 台</p> <p>○平成 25 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：77,913,136 台 預託金残高：835,191,063 千円 使用済自動車の引取台数：343 万台</p> <p>○平成 25 年度における離島対策支援事業の支援実績 支援自治体数：88 支援金額：95,948 千円</p>	
---------------------------------	--	---	--



8. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

<p>(法の概要)</p> <p>○使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再事業化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するもの。平成25年4月施行。</p> <p>○平成27年度までに、一年当たり14万トン、一人一年当たりに換算すると約1kgを目標とする。</p>	
---	--

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省</p>	<p>○平成25年度は、35件の再資源化事業計画が認定された。</p> <p>○(その他環境省の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成25年度は合計161市町村が事業に参加した。</li> <li>・ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。</li> <li>・全国16箇所「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。589自治体に参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて千人を超えた。</li> </ul>	<p>○(平成25年度の市町村取組状況について、今後追記予定)</p> <p>○(平成25年度の再資源化実績について、今後追記予定)</p> <p>○平成26年度10月末時点で、38件の再資源化事業計画が認定されている。</p> <p>○(その他環境省の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行った。4月公募分までで合計148市町村が事業に参加した。</li> <li>・環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。</li> <li>・これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理するとともに、これらの情報提供を目的とした「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を全国8カ所で開催する予定である。</li> </ul>	<p>○これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえて、今後も実証事業の実施を通じて、市町村に対し回収体制の構築に必要な支援を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。</p> <p>○これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、実施していく。</p> <p>○今後はより広域での回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、その結果から効果的な促進方法を検討して、今後の施策に活かしていく。</p>

9. 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律

<p>(法の概要)</p> <p>○循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要」との観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）を制定し、平成13年4月より完全施行。グリーン購入法では、国等及び地方公共団体による環境物品等の調達等の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な項目を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としている。</p> <p>○国は、国等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達等の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、各省庁等は基本方針に即して、毎年度、環境物品等の調達等の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を作成し、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択することとされている。</p> <p>○また、地方公共団体等は、調達方針を作成し、環境物品等の調達を推進するよう努めるものとされている。</p> <p>○さらに、環境物品等の提供者は、環境物品等に関する情報提供に努め、国はその情報について、整理及び分析を行い、その結果を提供することとされている。</p>
---

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 各府省	<p>○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しすることとしており、平成26年2月に、役務に紙の使用量の削減を図り、紙を利用する場合には古紙パルプ等の利用割合の高いものを使用すること等を基準とした「会議運営」の品目を追加する等を内容とする基本方針の改訂を実施。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、平成25年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入ガイドラインの改訂（最新の優良事例をまとめた事例集に再編）し、配布するなど普及啓発を実施。</p>	<p>○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しすることとしており、現在有識者等による検討会で検討を実施。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、平成26年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、地方公共団体のグリーン購入の取組を支援するため、知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施し、その実績事例を事例集として水平展開を予定。</p>	<p>○基本方針については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施予定。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、毎年度、調達方針を作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施予定。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組促進のため、アンケート調査や基本方針変更にかかる説明会等を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入ガイドラインを用いた普及啓発を実施予定。</p> <p>○また、国や地方公共団体だけでなく、民間事業者等も含めた幅広い主体による環境物品等の購入を促進するため、環境物品等に関する情報の信頼性確保及び情報提供のあり方に関するガイドラインの普及啓発を実施予定。</p> <p>○さらには、環境ラベル等の環境物品等に関する情報を取りまとめ、HP等で情報発信を実施予定。</p>

10. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(法の概要)

○昭和 43 年に発生したカネミ油症事件により PCB の人体に対する毒性が明らかとなり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）が昭和 48 年 10 月に制定され、PCB の製造・輸入・使用が事実上禁止となった。しかし、廃棄物となった電気機器等については、処理施設建設候補地の地方公共団体や周辺住民の理解が得られないなどの理由で処理体制の構築がされず、長期にわたり、PCB 廃棄物の保管が続いてきた。また、平成 13 年 5 月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）では、PCB の平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの廃棄物の適正な管理が定められている。このような状況の中、PCB による環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 年 6 月に PCB 特措法の制定等が行われた。これにより、国は、PCB 廃棄物処理基金の創設や日本環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設整備の推進など、PCB 廃棄物の処理体制の構築に向けた施策を実施することとなった。保管事業者は、当初平成 28 年までに PCB 廃棄物の処理を行うことが義務付けられたが、法施行後に微量 PCB 汚染廃電気機器等の存在が明らかになるなど当初設定された期間内の処理完了が困難な状況にあることから、平成 24 年 12 月に処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長された。また、平成 26 年 6 月に本法に基づき環境大臣が定める PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、日本環境安全事業株式会社による処理体制等を変更した。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理が進められている。また、PCB 安定器等・汚染物の処理については、平成 21 年に北九州で処理が開始され、平成 25 年 9 月には北海道室蘭において処理が開始された。</li> <li>○また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金（PCB 廃棄物処理基金）を造成している。</li> <li>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成 25 年度末までに 16 事業者が認定され、処理が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PCB 廃棄物の処理の進捗状況に遅れが生じていることを踏まえ、平成 26 年 6 月 6 日に PCB 廃棄物処理基本計画を変更した。これにより、日本環境安全事業株式会社を活用し、PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）、安定器等・汚染物を全国 2 か所（北九州、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において遅くとも平成 37 年度までの処理を行うこととなった。</li> <li>○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金の造成を行った。</li> <li>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 26 年 9 月末までに 18 事業者が認定され、処理が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 26 年 6 月 6 日に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社における安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を推進する。</li> <li>○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。</li> <li>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、その処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。</li> </ul>

1 1. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

<b>(法の概要)</b>			
○平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として、10 年間の時限法として平成 15 年 6 月に施行。平成 24 年 8 月の改正により、法律の有効期限が平成 25 年 3 月 31 日から平成 35 年 3 月 31 日まで延長。			

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 総務省	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事案等 12 事案について、同法に基づく財政支援を行った。	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事案等 12 事案について、同法に基づく財政支援を行う。	○平成 9 年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事案について、都道府県等が実施する特定支障除去等事業を支援することにより、産廃特措法の有効期限までに支障等の除去が完了するよう引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図っていく。